

石 財 政 第 1 4 1 号
平成 2 7 年 2 月 2 4 日

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 住 谷 浩 様

石狩市長 田 岡 克 介

住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定手数料
の設定及び構造計算適合性判定手数料の廃止について（諮問）

下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定に
基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

「住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件」の一部改正（平成 27
年 4 月 1 日施行）及び「建築基準法」の一部改正（平成 27 年 6 月 1 日施行）により、下
記のとおり手数料を新設または廃止する。

1. 新設

○石狩市証明等手数料条例 別表

36 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

ア(1) 200 m ² 以下	1 件につき	住宅性能評価を受けた場合	17,000 円
(2) 200 m ² 超 500 m ² 以下	1 件につき	住宅性能評価を受けた場合	48,000 円

37 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

ア(1) 200 m ² 以下	1 件につき	住宅性能評価を受けた場合	8,500 円
(2) 200 m ² 超 500 m ² 以下	1 件につき	住宅性能評価を受けた場合	24,000 円

2. 廃止

○石狩市建築確認申請等手数料条例 第 3 条

(建築物に関する構造計算適合性判定手数料)

(1) 法第 20 条第 2 号イに規定する方法による場合	150,000 円
(2) 法第 20 条第 2 号イ又は第 3 号イに規定するプログラムによる場合	100,000 円

石 使 審 第 1 号

平成 27 年 4 月 6 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 住 谷 浩

住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定手数料 の設定及び構造計算適合性判定手数料の廃止について（答申）

平成 27 年 2 月 24 日付け、石財政第 141 号で諮問のありました標記の件については、妥当なものと判断します。

記

住宅性能評価を受けた場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査及び変更の認定の申請に対する審査に係る手数料を新設、または構造計算適合性判定手数料を廃止しようとするこの度の諮問は、「住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件」の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）及び「建築基準法」の一部改正（平成 27 年 6 月 1 日施行）の趣旨に鑑み、妥当である。

1. 新設

○石狩市証明等手数料条例 別表

36 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

ア(1) 200 m ² 以下	1 件につき	住宅性能評価を受けた場合	17,000 円
(2) 200 m ² 超 500 m ² 以下	1 件につき	住宅性能評価を受けた場合	48,000 円

37 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

ア(1) 200 m ² 以下	1 件につき	住宅性能評価を受けた場合	8,500 円
(2) 200 m ² 超 500 m ² 以下	1 件につき	住宅性能評価を受けた場合	24,000 円

2. 廃止

○石狩市建築確認申請等手数料条例 第 3 条

(建築物に関する構造計算適合性判定手数料)

(1) 法第 20 条第 2 号イに規定する方法による場合	150,000 円
(2) 法第 20 条第 2 号イ又は第 3 号イに規定するプログラムによる場合	100,000 円